

# 令和6・7年度足利市入札参加資格審査申請書提出要領（随時）

足利市が令和6・7年度において発注する、物品購入・業務委託等に関する入札参加を希望する方の受付を行いますので、次により申請書を提出してください。

## 1 申請資格要件

- (1) 申請日時時点で、確定している決算（12か月分以上）を有すること。
- (2) 申請しようとする業種区分（小分類）ごとに2年以内の取引実績があること。  
※すでに終了（完納、完了）している実績が必要です。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。  
（3ページ参照）
- (4) 入札参加資格を申請する業務に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格を有すること。
- (5) 国税及び地方税（消費税等を含む。）に未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例（平成24年足利市条例第22号）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

## 2 足利市が発注する業種（申請書受付業種）・審査基準日

業種	審査基準日	備考
別紙「業種区分表」に掲げる業種	申請日	「業種区分表」の【注意】欄に記載されている業種（下水道管清掃工事、上水道管漏水調査、下水道管調査）以外は原則としていずれかの業種に登録することができます。

## 3 登録有効期間

認定日から令和8（2026）年3月31日まで  
原則として、申請書を提出した翌月の15日頃認定します。

## 4 申請区分

- (1) 市内業者  
（法人）足利市内に本社がある業者  
（個人）代表者が足利市内に住所を有すること。又は主たる事業所が足利市内にあって、市税を納めている業者

(2) 準市内業者

本社が足利市外にあって足利市内に営業所（支社、支店等を含む。以下「営業所等」という）を有し、足利市に法人市民税を納付している業者

（ただし、足利市内に営業所等を設置して間もないために、法人市民税の納期が未到来の場合は法人設置届を提出していること）

※必要に応じて実態調査を実施します

※足利市内の営業所長等を代理人に選任しない場合も準市内業者とします

(3) 市外業者

(1) (2) 以外の業者

## 5 受付日・方法

申請方法	足利市オンライン申請システムより申請後、 <b>原則3営業日以内</b> に必要な書類を持参又は郵送（持参の場合は市役所本庁舎6階契約管財課へ）
申請期間	<u>令和6年3月1日(金)～令和7年9月30日(火)（当日消印有効）</u>
送付先	〒326-8601 足利市本城三丁目2145 足利市役所 行政経営部 契約管財課 契約・検査担当
注意事項	◇市内業者：持参又は郵送 ◇市外業者：原則郵送 ◇郵送の場合は封筒に「 <b>物品委託随時受付</b> 」と明記し、 <u>一般書留・簡易書留・特定記録郵便・レターパックのいずれかの方法で郵送</u> してください。 ◇持参の場合は、窓口で受領いたします。 ◇審査は後日行い、内容に不備等ある場合には補正のお願いをすることがあります。

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 6 提出書類一覧表

No.	提出書類の名称	市内	準市内	市外	備考
1	入札参加資格審査申請書	○	○	○	足利市オンライン申請システムにて申請後、PDFファイルを印刷して提出
2	申請業種一覧表（営業品目・取扱いメーカー）及び実績調書	○	○	○	足利市オンライン申請システムにて申請後、PDFファイルを印刷して提出
3	足利市内の営業所等	×	○	×	本社が足利市外にあり、足利市内に営業所等を有する場合は提出（足利市内の営業所等に年間委任をしない場合も提出） 足利市オンライン申請システムよりダウンロードして提出
4	委任状	△	△	△	代理人（年間委任）を選任する場合に提出
5	暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	○	代表者の住所欄は履歴事項全部証明書に記載の代表者個人の住所を記載してください。
6	国税の納税証明書（コピー可）	○	○	○	法人：（納税証明書様式その3の3） 個人：（納税証明書様式その3の2） （発行官公署の様式、発行日が申請日から3か月以内のもの）
7	同意書 ※	○	○	×	この同意書により、契約管財課が税務課及び納税課に納税状況を確認します。
8	市税に未納がないことの証明書（コピー可）※	△	△	×	法人個人で、同意書を提出しない場合 （発行日が申請日から3か月以内のもの）
9	直前1事業年度分の法人市民税の納税証明書（コピー可）※	△	△	×	法人で、同意書を提出しない場合 （発行日が申請日から3か月以内のもの）
10	履歴事項全部証明書（コピー可）	△	△	△	法人のみ（発行官公署の様式） （発行日が申請日から3か月以内のもの）
11	住民票（コピー可）	△	△	△	個人のみ（現住所地市町村発行のもの） （発行日が申請日から3か月以内のもの）
12	財務諸表（コピー可）	○	○	○	法人：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（様式は任意） 個人：【青色申告者】・申請日直前事業年度分の所得税青色申告決算書・貸借対照表・損益計算書（又は収支内訳書） 【白色申告者】・所得税確定申告書
13	営業に必要な許可・登録・届出等（コピー可）	△	△	△	申請業種に対応する許可証等の写しを添付すること（様式は任意）
14	返信用封筒（84円切手貼付）	○	○	○	封筒表面に本社または委任先の宛先を明記
15	申請書類確認用チェックシート	○	○	○	手書きのみ

・ ○：必須 △：該当がある場合 ×：不要

・ 別紙「記載要領」を参照してください。No.1・2・4・5・7・15は足利市オンライン申請システムで申請後、PDFファイルを印刷してください。No.3はオンライン申請システムよりダウンロードしてください。

・ No.1～No.5とNo.7、No.15は足利市指定の様式です。

・ No.1～No.15を順に揃え、クリアファイルに入れ、折らずに提出してください。ホチキス止めやファイル綴りにはしないでください。

**※No.7の同意書を提出した場合に限り、No.8、No.9の提出は不要です**

## 7 入札参加資格審査申請書記載要領

### No. 1. 入札参加資格審査申請書

- ・代理人（年間委任）を選任する場合は、代理人（年間委任）欄を記載してください。
- ・申請書作成者名を必ず記入してください。
- ・行政書士が書類を作成した場合は、備考に行政書士名を入れてください。
- ・商号又は名称欄について、法人の場合の略号は下記のとおり記載してください。

種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	協業組合	(業)
有限会社	(有)	企業組合	(企)
合資会社	(資)	一般財団法人	(一財)
合名会社	(名)	一般社団法人	(一社)
合同会社	(合)	公益財団法人	(公財)
協同組合	(同)	公益社団法人	(公社)
社会福祉法人	(社福)		

### No. 2-1～No. 2-3. 申請業種一覧表（営業品目・取扱いメーカー）及び実績調書

- ・申請業種については「業種区分表」を参照してください。

#### ●No. 2-1

物品の販売・市有物品等の売払いの申請を希望する場合

※2年以内の取引実績がない業種は登録できません。登録を希望する場合は、オンライン申請システムの物品の実績調書欄「あり」に必ずチェックを入れてください。

#### ●No. 2-2

役務の提供の申請を希望する場合

※2年以内の取引が完了している実績を、業種ごとに1つ以上記入してください。実績における発注者は他の自治体や民間企業でも構いません。

#### ●No. 2-3

自動販売機設置(011005)の申請を希望する場合

※足利市内を中心に2年以上の運営実績のあるものを記載してください。（多数ある場合でも6か所まででお願いします）

### No. 3. 足利市内の営業所等

準市内業者は、記載例を参考に作成してください。

※足利市内の営業所長等を代理人（年間委任）に選任しない場合も提出してください。

#### No. 4. 委任状

足利市が発注する物品購入・業務委託関係の入札及び契約締結等について年間を通じて委任する場合に委任状を提出してください。

#### No. 5. 暴力団等の排除に関する誓約書

必ず**代表者名**で作成してください。

代表者の住所欄は履歴事項全部証明書に記載の**代表者個人の住所**を記載してください。

#### No. 6. 国税の納税証明書（コピー可）

区分		証明書類	発行部署
全ての方	法人	法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書※納税証明書様式その3の3	所管税務署
	個人	申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書 ※納税証明書様式その3の2	

※税務署発行の証明書は**発行日が申請日から3か月以内**に発行されたものを提出してください。

#### No. 7. 同意書（市内業者及び準市内業者）

足利市税の納税状況について確認することに同意していただく書類です。

この同意書を申請時に契約管財課へ提出することで、提出書類一覧表中No. 8（市税に未納がないことの証明）及びNo. 9（直前1事業年度分の法人市民税の納税証明書）の証明書の提出は不要となり、手数料もかかりません。契約管財課が職権で関係課（税務課・納税課）に確認をさせていただきます。

#### No. 8. 市税に未納がないことの証明書（コピー可）

#### No. 9. 直前1事業年度分の法人市民税の納税証明書（コピー可）

No. 7 同意書（市内業者と準市内業者）の提出によらない場合に必要です。同意書（No. 7）の提出によらず証明書の提出を希望する場合や、確認期日に納税確認ができなかった場合等は、下記の証明書類を契約管財課に提出してください。（1通300円の手数料がかかります）市外業者は提出の必要はありません。

区分		証明書類	発行部署
市内業者 市内業者及び準	法人	市税に未納がないことの証明書（No. 8）	足利市役所市民課 （本庁舎1階）
		直前1事業年度分の法人市民税の納税証明書（No. 9）	
	個人	市税に未納がないことの証明書（No. 8）	

- 足利市税の納税証明書は申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- 納税証明書の申請日直前に足利市税を納付した場合、納付の確認に時間を要することがあります。そのため、証明書交付申請の際には、納付済み印のある領収書（コピー可）を市民課窓口へご持参ください。直近の市税納期について領収書の提出がない場合は、市税に未納がないことの確認ができない可能性がありますので、予めご承知ください。
- 足利市内に営業所等を設置して間もないために、納税の確認ができない場合は、**法人設置届の写し**を提出してください。

#### No.10. 履歴事項全部証明書（法務局発行）（コピー可）

法人の場合のみ提出してください。

最新のもので、申請日から3か月以内に発行された「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」を添付してください。

#### No.11. 住民票（現在住所地市町村発行）（コピー可）※世帯主、本籍の表示は不要

個人事業主の場合のみ、提出してください。

最新のもので、申請日から3か月以内に発行されたものを添付してください。

#### No.12. 財務諸表（コピー可）

任意の様式です。

○法人：審査基準日の直前1営業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の3点を提出してください。

○個人：【青色申告者】・申請日直前事業年度分の所得稅青色申告決算書・貸借対照表・損益計算書（又は収支内訳書）

【白色申告者】・所得稅確定申告書

#### No.13. 営業に必要な許可・登録・届出等（コピー可）

営業を行う上で関係法令等の規定により許可等を要するものの写しを提出してください。

「営業に必要な許可・登録・届出の例示」に例示しますので、参考にしてください。

※ただし、あくまで例示ですので例示以外にも許可等があります。

※入札等の際に別途、提示を求められることがあります。

#### No.14. 返信用封筒（84円の切手を貼付）

84円切手を貼付した封筒を提出してください。封筒の表面には本社または委任先の宛先を忘れずに記載してください。（登録結果通知を送付するためのもの）

#### No.15. 申請書類チェックシート

申請書類の準備の際、間違い・不備を防ぐためのものです。提出前に各確認項目を確認していただき、ご担当者の名前を明記して提出してください。

※必ず手書きでチェックを行ってください。

## 8 提出部数・申請書の綴り方

提出部数は各 1 部です。

「提出書類一覧表」のとおり書類番号順に並べて提出してください。（ホチキス止めやクリップ止めにはしないでください）

## 9 注意事項

- (1) 申請は足利市オンライン申請システムにて行ってください。また、指定した様式がある項目については指定様式を使用してください。指定様式以外の様式では受付けできません。
- (2) 申請書類に不備又は不足があるものは受付けできません。
- (3) オンライン申請システムより申請後、**原則 3 営業日以内**に書類を持参又は郵送してください。
- (4) 申請書提出後に、申請書の記載事項に変更があったときは、直ちに「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に必要な書類を添付して契約管財課契約・検査担当へ提出（郵送可）してください。
- (5) 市町村合併により住所が変更された場合も、(4)と同様に「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

## 10 その他

入札及び見積に参加する場合には、足利市契約規則のほか、関係法令等を熟知の上、ご参加ください。

また、業務に関する事故、契約違反、独占禁止法違反、不正又は不誠実な行為等の事実が発生した場合は、「足利市競争入札参加者指名停止要領」に基づき、一定期間、入札に参加させない等の措置をとる場合があります。

「足利市契約規則」及び「足利市競争入札参加者指名停止要領」は足利市ホームページの「入札・契約」内「入札制度」で確認できます。

### ※ 一般競争入札及び指名競争入札について

足利市では物品購入・業務委託等において、一般競争入札又は指名競争入札を行う場合があります。一般競争入札を行う際は原則として足利市ホームページの「入札・契約」に掲載し公告しますので、随時ご確認ください。指名競争入札を行う際は、直接郵送等の方法で通知を行います。

#### 【問い合わせ先】

足利市役所 行政経営部

契約管財課 契約・検査担当

電話 0284-20-2119（直通）